

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年5月15日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 和田 康志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・アジア・インカム・プラス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

イーストスプリング・アジア・インカム・プラス

ただし、愛称として「アジアンドリーム」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）または下記の委託会社の照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率はお申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

- ② 償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

- ③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6) 【申込単位】

申込単位は、各販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。

各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7) 【申込期間】

平成26年5月16日（金曜日）から平成27年5月14日（木曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所については、お申込みの販売会社にご確認ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申込みの方法

受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

1. シンガポールの金融商品取引所の休場日
2. シンガポールの銀行休業日
3. ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
4. ルクセンブルグの銀行休業日

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。

ただし、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジアの債券および株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

② 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／資産複合に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」… 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー	あり
中小型株	年6回	欧州	ファンド	
債券	年6回	アジア		
一般	（隔月）	オセアニア		
公債	年12回	中南米	ファンド・オブ・	なし
社債	（毎月）	アフリカ	ファンズ	
その他債券	日々	中近東（中東）		
クレジット属性	その他	エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券（資産複合（株式・債券）））				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（株式および債券）に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

*上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

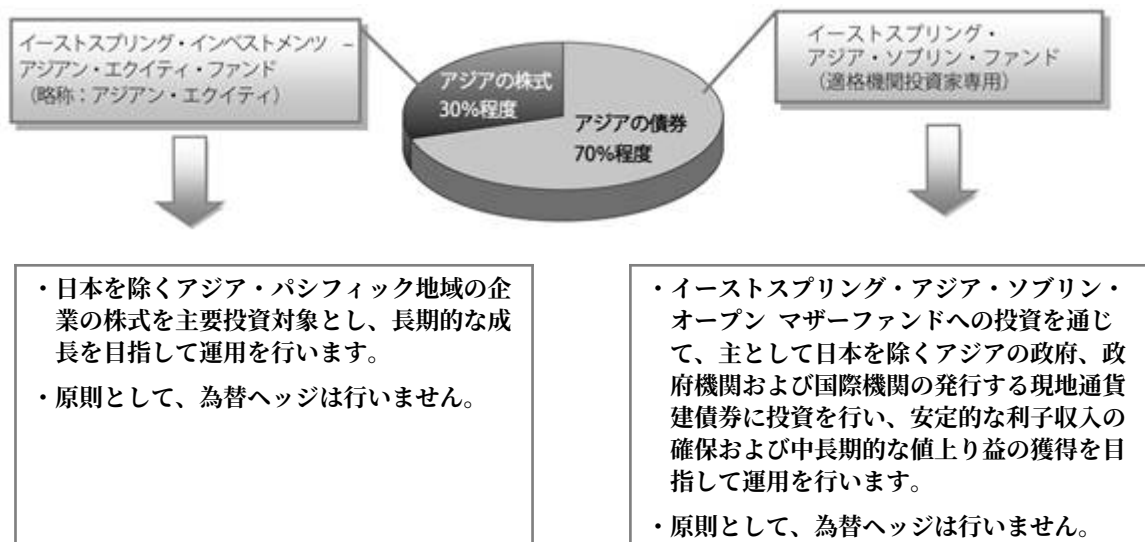
③ 信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 日本を除くアジアの債券および株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として、日本を除くアジアの債券および株式に実質的に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- ・各資産への実質投資割合は、原則としてアジアの株式に30%程度、アジアの債券に70%程度とします。
- ・「債券からの安定的な利子収入」に加え、「株式の値上り益」を獲得することを目指します。



充実したアジアのネットワーク

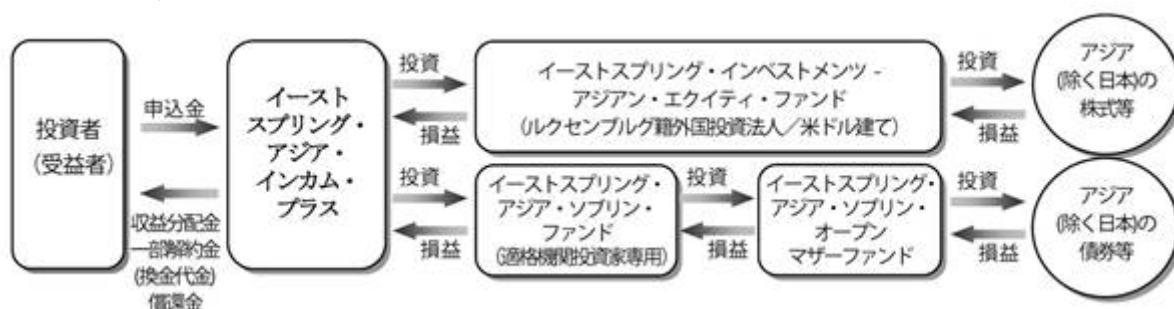
- イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- アジアン・エクイティおよびイーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの運用を担当するイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



（2014年3月末現在）

ファンドの仕組み

- ・ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



2. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・ 実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

3. 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- ・ 原則として、毎決算時に、主に利子・配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
 - ・ 決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。
 - ・ 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

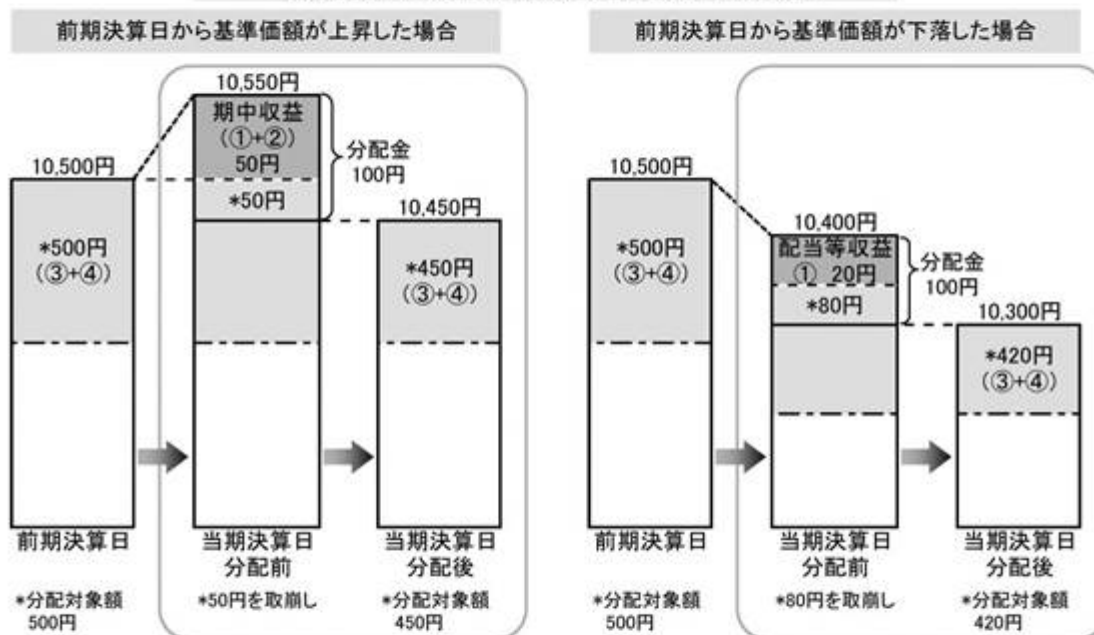
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



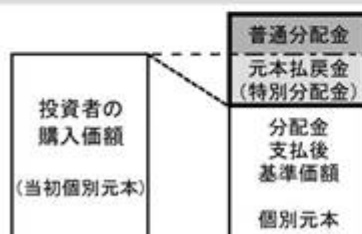
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

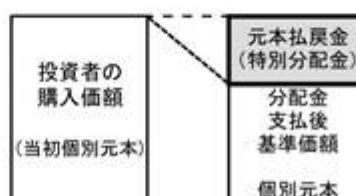
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年3月30日

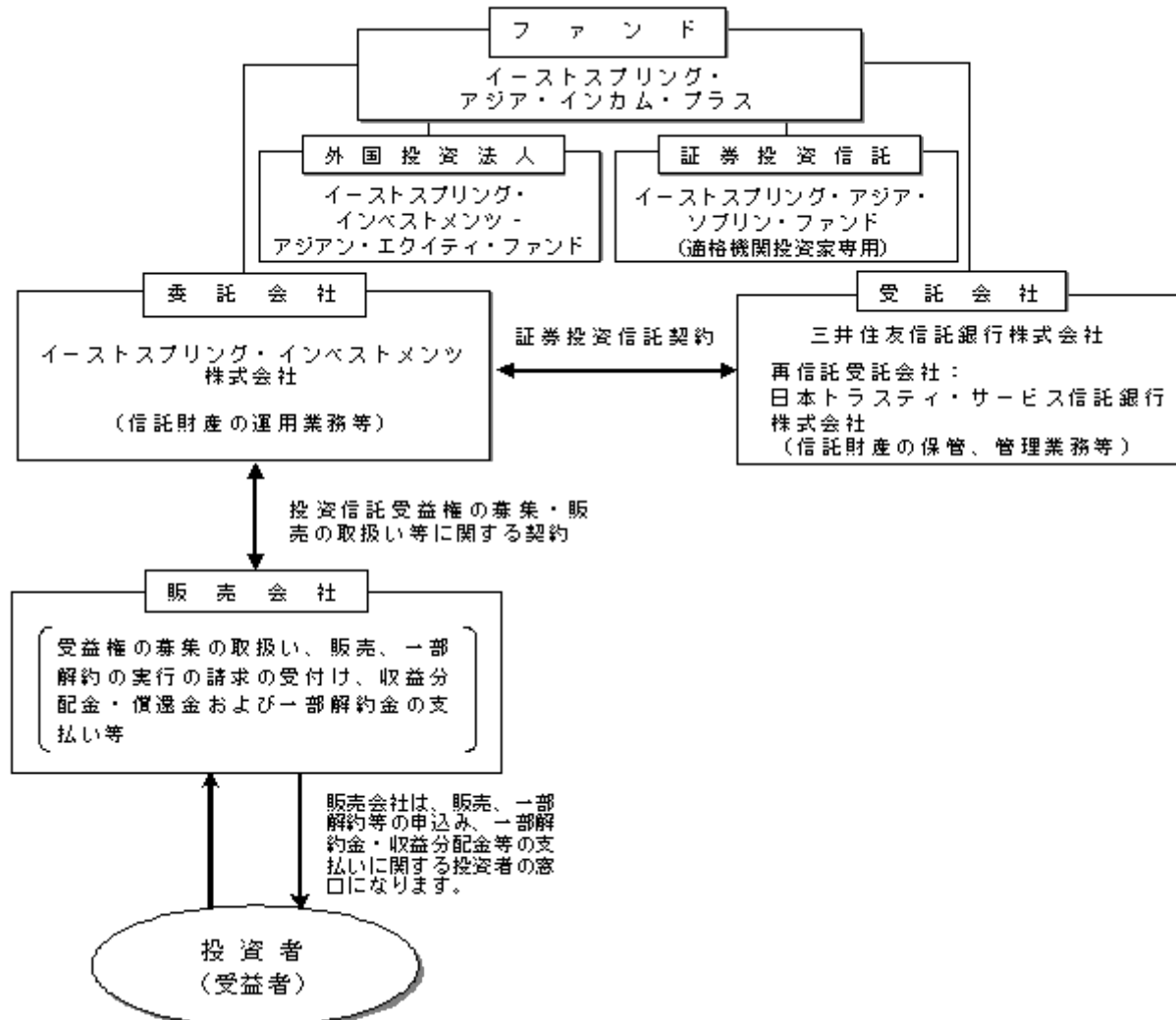
平成24年2月14日

証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

ファンドの名称を「PCAアジア・インカム・プラス」から「イーストスプリング・アジア・インカム・プラス」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

a. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。

b. 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

c. 販売会社：

当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

a. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

④ 委託会社の概況

a. 資本金の額

平成26年3月末日現在 649.5百万円

b. 委託会社の沿革

平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
 平成12年 1月 投資顧問業の登録
 平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
 平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
 平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
 平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
 平成22年12月 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
 平成24年 2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

c. 大株主の状況（平成26年3月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「PCHL」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウ ニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）PCHLは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびPCHLは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資態度

a. 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

1. ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」（米ドル建て）のクラスJ投資証券
2. 国内籍証券投資信託「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）

※主に、「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資を行います。

b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

c. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

＜投資対象ファンドの概要＞

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド（略称：アジアン・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本を除くアジア・パシフィック地域（韓国、台湾、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランド等）の企業の株式	
ベンチマーク	MSCI AC Asia ex Japan Index (MSCI ACアジア指数（除く日本））※	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式を主要投資対象とし、長期的な成長を目指して運用を行います。 2. 原則として、為替ヘッジは行いません。 3. 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.325%
	管理報酬等	年率0.1%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年3月22日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。	
主な投資対象	イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの 関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	マザーファンドの投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
ファンドの 特徴	1. イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。 2. 実質的に組入れる債券の種類は、原則として、政府、政府機関および国際機関の発行する債券とします。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の債券に実質的に投資を行う場合があります。 3. 原則として、アジアの現地通貨建債券に実質的に投資を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の通貨建ての債券に実質的に投資を行う場合があります。 4. 原則として、為替ヘッジは行いません。 5. マザーファンドの運用の指図に関する権限を、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに委託します。	
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.3024%（税抜0.28%）
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
信託設定日	平成19年4月2日	
決算日	毎月11日（休業日の場合は翌営業日）	

※ MSCI指数はMSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」（米ドル建て）のクラスJ投資証券および国内籍証券投資信託「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

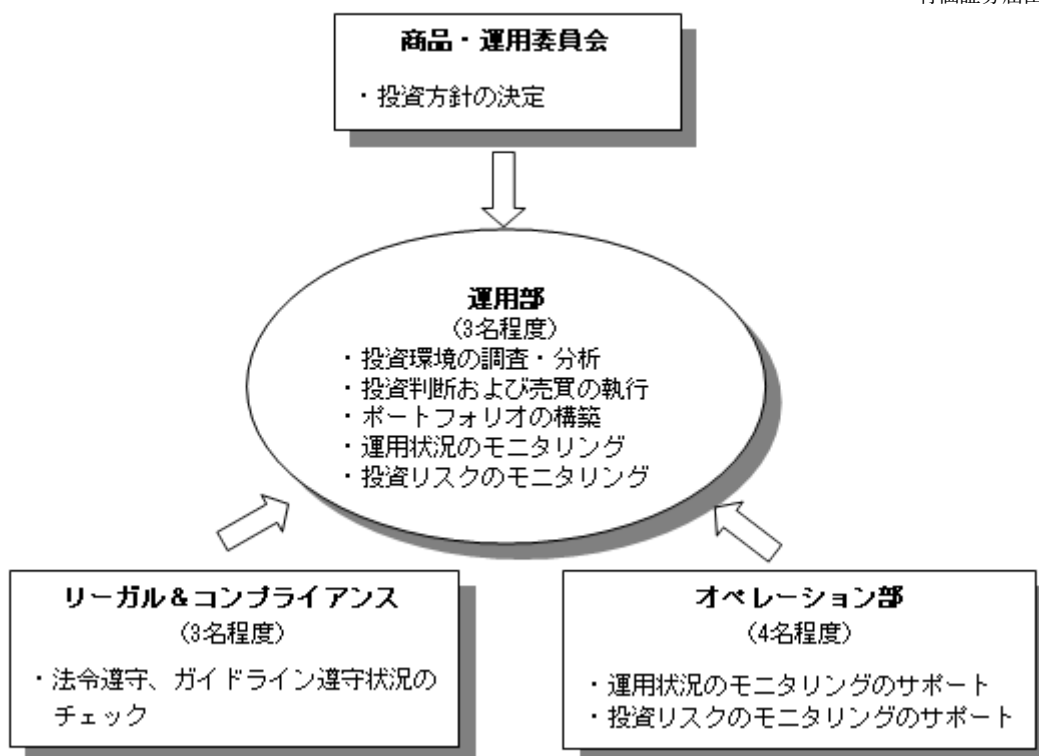
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

<運用体制に関する社内規則>

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

<委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は平成26年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第2期決算時（平成19年6月15日）以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

1. 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
5. 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
6. 資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
 - c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

4. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

6. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

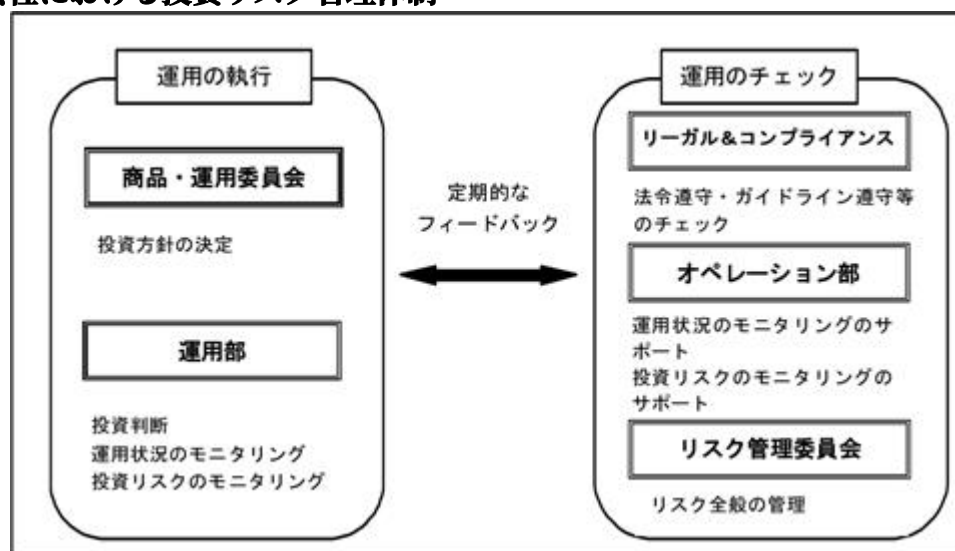
1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
6. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
7. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

・委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成26年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

- ② 償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。
- ③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて、信託財産の純資産総額に対し、年率1.3284%（税抜1.23%）を乗じて得た額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の 取扱純資産残高のうち		100億円以下の部分	100億円超 200億円以下の部分	200億円超の部分
配分	委託会社	年率 0.5400% (税抜 0.50%)	年率 0.4860% (税抜 0.45%)	年率 0.4320% (税抜 0.40%)
	販売会社	年率 0.7560% (税抜 0.70%)	年率 0.8100% (税抜 0.75%)	年率 0.8640% (税抜 0.80%)
	受託会社	年率 0.0324% (税抜 0.03%)		

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても信託報酬等（年率0.33918%程度）がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率1.66758%程度（税込）です。当該信託報酬は原則的な投資割合によるものであり、投資信託証券の組入状況等により変動することがあります。

<ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等>

ファンド名	信託報酬等
アジアン・エクイティ	年率0.425%程度
イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	年率0.3024% (税抜0.28%)

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

- ② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取することもできます。
- ③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。
- ④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤ 外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑥ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

※平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

※公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日開始の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)

※平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

② 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成26年3月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成26年3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	282,065,772	67.76
投資証券	ルクセンブルグ	124,934,522	30.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	9,268,341	2.23
合計（純資産総額）		416,268,635	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年3月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド （適格機関投資家専用）	331,374,263	0.8362	277,095,158	0.8512	282,065,772	67.76
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド	98,124.595	1,224.64	120,167,801	1,273.22	124,934,522	30.01

種類別投資比率

（平成26年3月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	67.76
投資証券	30.01
合計	97.77

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成26年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(平成19年 8月15日)	3,119	3,183	1.0052	1.0307
第2特定期間	(平成20年 2月15日)	3,392	3,496	0.9672	0.9972
第3特定期間	(平成20年 8月15日)	3,057	3,152	0.8703	0.8973
第4特定期間	(平成21年 2月16日)	2,037	2,113	0.5929	0.6149
第5特定期間	(平成21年 8月17日)	2,301	2,359	0.7251	0.7431
第6特定期間	(平成22年 2月15日)	1,866	1,892	0.7192	0.7282
第7特定期間	(平成22年 8月16日)	1,553	1,574	0.7212	0.7302
第8特定期間	(平成23年 2月15日)	1,214	1,230	0.7341	0.7431
第9特定期間	(平成23年 8月15日)	940	954	0.7014	0.7104
第10特定期間	(平成24年 2月15日)	863	874	0.7158	0.7248
第11特定期間	(平成24年 8月15日)	728	738	0.6937	0.7027
第12特定期間	(平成25年 2月15日)	710	718	0.8452	0.8542
第13特定期間	(平成25年 8月15日)	492	498	0.8017	0.8107
第14特定期間	(平成26年 2月17日)	426	431	0.7976	0.8066
	平成25年 3月末日	670	—	0.8489	—
	平成25年 4月末日	639	—	0.8866	—
	平成25年 5月末日	606	—	0.8939	—
	平成25年 6月末日	535	—	0.8061	—
	平成25年 7月末日	502	—	0.8047	—
	平成25年 8月末日	471	—	0.7716	—
	平成25年 9月末日	471	—	0.7940	—
	平成25年10月末日	489	—	0.8356	—
	平成25年11月末日	478	—	0.8326	—
	平成25年12月末日	458	—	0.8399	—
	平成26年 1月末日	425	—	0.7970	—
	平成26年 2月末日	416	—	0.8094	—
	平成26年 3月末日	416	—	0.8325	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成19年 3月30日～平成19年 8月15日）	0.0255
第2特定期間（平成19年 8月16日～平成20年 2月15日）	0.0300
第3特定期間（平成20年 2月16日～平成20年 8月15日）	0.0270
第4特定期間（平成20年 8月16日～平成21年 2月16日）	0.0220
第5特定期間（平成21年 2月17日～平成21年 8月17日）	0.0180
第6特定期間（平成21年 8月18日～平成22年 2月15日）	0.0090
第7特定期間（平成22年 2月16日～平成22年 8月16日）	0.0090
第8特定期間（平成22年 8月17日～平成23年 2月15日）	0.0090
第9特定期間（平成23年 2月16日～平成23年 8月15日）	0.0090
第10特定期間（平成23年 8月16日～平成24年 2月15日）	0.0090
第11特定期間（平成24年 2月16日～平成24年 8月15日）	0.0090
第12特定期間（平成24年 8月16日～平成25年 2月15日）	0.0090
第13特定期間（平成25年 2月16日～平成25年 8月15日）	0.0090
第14特定期間（平成25年 8月16日～平成26年 2月17日）	0.0090

③【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1特定期間（平成19年 3月30日～平成19年 8月15日）	3.1
第2特定期間（平成19年 8月16日～平成20年 2月15日）	△0.8
第3特定期間（平成20年 2月16日～平成20年 8月15日）	△7.2
第4特定期間（平成20年 8月16日～平成21年 2月16日）	△29.3
第5特定期間（平成21年 2月17日～平成21年 8月17日）	25.3
第6特定期間（平成21年 8月18日～平成22年 2月15日）	0.4
第7特定期間（平成22年 2月16日～平成22年 8月16日）	1.5
第8特定期間（平成22年 8月17日～平成23年 2月15日）	3.0
第9特定期間（平成23年 2月16日～平成23年 8月15日）	△3.2
第10特定期間（平成23年 8月16日～平成24年 2月15日）	3.3
第11特定期間（平成24年 2月16日～平成24年 8月15日）	△1.8
第12特定期間（平成24年 8月16日～平成25年 2月15日）	23.1
第13特定期間（平成25年 2月16日～平成25年 8月15日）	△4.1
第14特定期間（平成25年 8月16日～平成26年 2月17日）	0.6

（注）収益率は、特定期間末分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

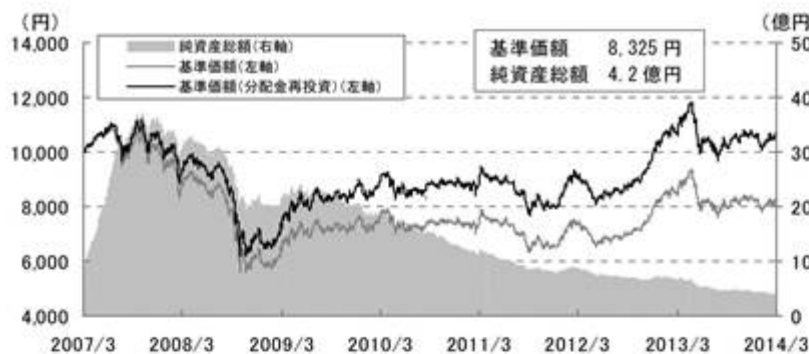
期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自 平成19年 3月30日 至 平成19年 8月15日	3,126,804,779	23,043,426	3,103,761,353
第2特定期間	自 平成19年 8月16日 至 平成20年 2月15日	551,883,363	148,190,993	3,507,453,723
第3特定期間	自 平成20年 2月16日 至 平成20年 8月15日	91,520,080	85,422,291	3,513,551,512
第4特定期間	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	37,900,554	114,517,128	3,436,934,938
第5特定期間	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日	39,430,870	302,799,028	3,173,566,780
第6特定期間	自 平成21年 8月18日 至 平成22年 2月15日	18,595,621	596,719,568	2,595,442,833
第7特定期間	自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日	15,377,744	456,257,446	2,154,563,131
第8特定期間	自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日	8,228,450	508,872,023	1,653,919,558
第9特定期間	自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日	7,276,554	319,679,081	1,341,517,031
第10特定期間	自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日	6,253,800	141,623,233	1,206,147,598
第11特定期間	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	5,623,594	161,104,905	1,050,666,287
第12特定期間	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日	4,686,739	215,344,391	840,008,635
第13特定期間	自 平成25年 2月16日 至 平成25年 8月15日	3,494,553	229,290,795	614,212,393
第14特定期間	自 平成25年 8月16日 至 平成26年 2月17日	2,114,425	82,216,585	534,110,233

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

<参考情報>

2014年3月31日現在

■基準価額・純資産の推移 期間:設定日(2007年3月30日)~2014年3月31日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移 (1 万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2014年 3月 (第83期)	15 円
2014年 2月 (第82期)	15 円
2014年 1月 (第81期)	15 円
2013年12月 (第80期)	15 円
2013年11月 (第79期)	15 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	2,050 円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	67.76
イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド	30.01
現金・その他	2.23

※比率は、純資産総額を 100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が 100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式	99.26
現金・その他	0.74

※比率は、投資対象ファンドの純資産総額を 100%として計算しています。

組入上位 5 銘柄

	銘柄	国・地域	業 種	比率(%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	半導体・半導体製造装置	6.69
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	台湾	半導体・半導体製造装置	4.27
3	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび組	3.27
4	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	自動車・自動車部品	3.17
5	CHINA MOBILE LTD	香港	電気通信サービス	2.74

※比率は、組入銘柄評価額の合計を 100%として計算しています。

●「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況（マザーファンド）

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
債券	94.96
現金・その他	5.04

※比率は、マザーファンドの純資産総額を 100%として計算しています。債券の比率は経過利子相当分を含んでいます。

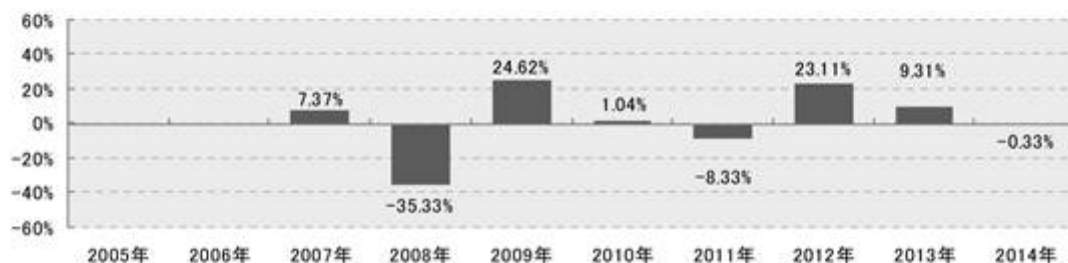
組入上位 5 銘柄

	銘柄	利率(%)	償還日	比率(%)
1	INDIA GOVT	8.070	2017/07/03	4.49
2	INDIA GOVT	8.150	2022/06/11	3.58
3	PHILIPPINE GOVT	7.250	2020/08/19	2.88
4	PHILIPPINE GOVT	8.750	2030/05/27	2.82
5	PHILIPPINE GOVT	3.900	2022/11/26	2.66

※比率は、マザーファンドの組入債券評価額の合計を 100%として計算しています。なお、経過利子相当分を含んでいます。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2007年は、設定日（2007年3月30日）から2007年12月末までの収益率です。

※2014年は、3月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

- ①シンガポールの金融商品取引所の休場日
- ②シンガポールの銀行休業日
- ③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- ④ルクセンブルグの銀行休業日

お申込みの受付は、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受け付けます。

- ①シンガポールの金融商品取引所の休場日
- ②シンガポールの銀行休業日
- ③ルクセンブルクの金融商品取引所の休場日
- ④ルクセンブルクの銀行休業日

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金^{*}として控除した価額（解約価額）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
※信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受け付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1. による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4. により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記2. に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

※一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成19年3月30日から平成29年3月15日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。なお、下記「(5) その他

1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5) 【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所

が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

6. 運用報告書

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月）の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

7. 反対者の買取請求権

信託契約の解約（信託の終了）または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

8. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

9. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

③ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年8月16日から平成26年2月17日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング・アジア・インカム・プラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成25年8月15日現在)	当特定期間 (平成26年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	251,437	260,395
コール・ローン	17,200,541	13,886,842
投資信託受益証券	333,437,866	289,762,946
投資証券	144,837,788	123,669,878
未収利息	23	19
流動資産合計	495,727,655	427,580,080
資産合計	495,727,655	427,580,080
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	921,318	801,165
未払解約金	1,525,114	—
未払受託者報酬	13,172	12,294
未払委託者報酬	526,913	491,712
その他未払費用	355,003	246,193
流動負債合計	3,341,520	1,551,364
負債合計	3,341,520	1,551,364
純資産の部		
元本等		
元本	614,212,393	534,110,233
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△121,826,258	△108,081,517
（分配準備積立金）	7,547,694	6,778,534
元本等合計	492,386,135	426,028,716
純資産合計	492,386,135	426,028,716
負債純資産合計	495,727,655	427,580,080

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成25年2月16日 至 平成25年8月15日	当特定期間 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月17日
営業収益		
受取配当金	9,112,390	7,080,230
受取利息	3,779	3,833
有価証券売買等損益	△31,027,803	△4,767,700
為替差損益	10,704,307	5,389,118
営業収益合計	△11,207,327	7,705,481
営業費用		
受託者報酬	95,913	74,821
委託者報酬	3,836,617	2,992,798
その他費用	649,828	551,003
営業費用合計	4,582,358	3,618,622
営業利益又は営業損失（△）	△15,789,685	4,086,859
経常利益又は経常損失（△）	△15,789,685	4,086,859
当期純利益又は当期純損失（△）	△15,789,685	4,086,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	548,747	199,653
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△130,001,252	△121,826,258
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,271,630	15,364,708
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,271,630	15,364,708
剰余金減少額又は欠損金増加額	461,428	394,635
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	461,428	394,635
分配金	6,296,776	5,112,538
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△121,826,258	△108,081,517

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

当特定期間 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月17日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 (2) 特定期間末日の取扱い 平成26年2月15日及び16日が休業日のため、信託約款第31条より、特定期間末日を平成26年2月17日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成25年8月15日現在)	当特定期間 (平成26年2月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	840,008,635 円	614,212,393 円
期中追加設定元本額	3,494,553 円	2,114,425 円
期中一部解約元本額	229,290,795 円	82,216,585 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	614,212,393 口	534,110,233 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 121,826,258 円	元本の欠損 108,081,517 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成25年2月16日 至 平成25年8月15日	当特定期間 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月17日
1. 分配金の計算過程 平成25年2月16日から平成25年3月15日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(1,486,752円)、信託約款に規定する収益調整金(29,058円)及び分配準備積立金(8,452,884円)より、分配対象収益は9,968,694円(1万口当たり124円)であり、うち1,202,689円(1万口当たり15円)を分配金額としております。 平成25年3月16日から平成25年4月15日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(1,609,655円)、信託約款に規定する収益調整金(32,524円)及び分配準備積立金(8,483,482円)より、分配対象収益は10,125,661円(1万口当たり130円)であり、うち1,161,353円(1万口当たり15円)を分配金額としております。	1. 分配金の計算過程 平成25年8月16日から平成25年9月17日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(943,134円)、信託約款に規定する収益調整金(4,261円)及び分配準備積立金(7,399,456円)より、分配対象収益は8,346,851円(1万口当たり138円)であり、うち900,685円(1万口当たり15円)を分配金額としております。 平成25年9月18日から平成25年10月15日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(1,084,009円)、信託約款に規定する収益調整金(8,316円)及び分配準備積立金(7,336,056円)より、分配対象収益は8,428,381円(1万口当たり142円)であり、うち885,477円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

前特定期間 自 平成25年2月16日 至 平成25年8月15日	当特定期間 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月17日
平成25年4月16日から平成25年5月15日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,560,689円)、信託約款に規定する収益 調整金(46,164円)及び分配準備積立金 (8,180,329円)より、分配対象収益は 9,787,182円(1万口当たり138円)であり、う ち1,056,238円(1万口当たり15円)を分配金額 としております。	平成25年10月16日から平成25年11月15日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (939,570円)、信託約款に規定する収益調 整金(12,401円)及び分配準備積立金 (7,444,494円)より、分配対象収益は 8,396,465円(1万口当たり144円)であり、う ち873,950円(1万口当たり15円)を分配金額と しております。
平成25年5月16日から平成25年6月17日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (706,771円)、信託約款に規定する収益調 整金(47,579円)及び分配準備積立金 (8,304,686円)より、分配対象収益は 9,059,036円(1万口当たり135円)であり、う ち999,211円(1万口当たり15円)を分配金額と してしております。	平成25年11月16日から平成25年12月16日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,073,248円)、信託約款に規定する収益 調整金(16,623円)及び分配準備積立金 (7,216,259円)より、分配対象収益は 8,306,130円(1万口当たり148円)であり、う ち836,424円(1万口当たり15円)を分配金額と してしております。
平成25年6月18日から平成25年7月16日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,323,615円)、信託約款に規定する収益 調整金(4,482円)及び分配準備積立金 (7,738,996円)より、分配対象収益は 9,067,093円(1万口当たり142円)であり、う ち955,967円(1万口当たり15円)を分配金額と してしております。	平成25年12月17日から平成26年1月15日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (726,911円)、信託約款に規定する収益調 整金(20,467円)及び分配準備積立金 (7,280,713円)より、分配対象収益は 8,028,091円(1万口当たり147円)であり、う ち814,837円(1万口当たり15円)を分配金額と してしております。
平成25年7月17日から平成25年8月15日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (600,362円)、信託約款に規定する収益調 整金(8,732円)及び分配準備積立金 (7,859,918円)より、分配対象収益は 8,469,012円(1万口当たり137円)であり、う ち921,318円(1万口当たり15円)を分配金額と してしております。	平成26年1月16日から平成26年2月17日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (466,810円)、信託約款に規定する収益調 整金(5,017円)及び分配準備積立金 (7,107,872円)より、分配対象収益は 7,579,699円(1万口当たり141円)であり、う ち801,165円(1万口当たり15円)を分配金額と してしております。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 平成25年2月16日 至 平成25年8月15日	当特定期間 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月17日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成25年2月16日 至 平成25年8月15日	当特定期間 自 平成25年8月16日 至 平成26年2月17日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成25年8月15日現在)	当特定期間 (平成26年2月17日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△11,729,983	△8,278,941
投資証券	2,636,917	△2,636,133
合計	△9,093,066	△10,915,074

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成25年8月15日現在)	当特定期間 (平成26年2月17日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8017円 (8,017円)	0.7976円 (7,976円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（平成26年2月17日現在）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・ ソブリン・ファンド（適格機関 投資家専用）	355,319,370	289,762,946	
小 計			355,319,370	289,762,946	
米ドル	投資証券	イーストスプリング・インベス トメンツ - アジアン・エクイ ティ・ファンド	102,301.356	1,219,022.95	
小 計			102,301.356	1,219,022.95 (123,669,878)	
合 計		—		413,432,824 (123,669,878)	

（注）券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注） 1.小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券および「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」のクラスJ投資証券を主要投資対象としております。

これらの受益証券および投資証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は平成26年2月12日に監査対象期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」は、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成24年12月31日付でルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され独立監査人による財務諸表監査を受けております。

下記の純資産計算書、純資産変動計算書および投資有価証券明細は、現地で作成された財務諸表の一部を翻訳・抜粋し、作成したものです。

なお、平成24年2月14日をもって、同外国投資法人の名称を「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」から「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」に変更いたしました。

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

（1）貸借対照表

区 分	注記 番号	前特定期間 (平成25年8月12日現在)	当特定期間 (平成26年2月12日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		332,317,148	290,290,377
流動資産合計		332,317,148	290,290,377
資産合計		332,317,148	290,290,377
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,249,585	1,065,958
未払受託者報酬		6,298	4,874
未払委託者報酬		81,853	63,374
その他未払費用		78,750	63,000
流動負債合計		1,416,486	1,197,206
負債合計		1,416,486	1,197,206
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	403,092,198	355,319,370
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3	△72,191,536	△66,226,199
(分配準備積立金)		(3,340,921)	(2,912,845)
元本等合計		330,900,662	289,093,171
純資産合計		330,900,662	289,093,171
負債純資産合計		332,317,148	290,290,377

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前特定期間 自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益	2	—	6
受取利息		△12,768,665	5,803,568
有価証券売買等損益			
営業収益合計		△12,768,665	5,803,574
営業費用			
受託者報酬		44,267	33,423
委託者報酬		575,423	434,423
その他費用		78,750	63,000
営業費用合計		698,440	530,846
営業利益又は営業損失（△）	1	△13,467,105	5,272,728
経常利益又は経常損失（△）		△13,467,105	5,272,728
当期純利益又は当期純損失（△）		△13,467,105	5,272,728
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△769,121	231,844
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△62,911,445	△72,191,536
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,530,279	8,004,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		12,530,279	8,004,678
分配金	1	9,112,386	7,080,225
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△72,191,536	△66,226,199

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成26年2月11日が休業日のため、信託約款第40条より、当特定期間末日を平成26年2月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成25年8月12日現在)	当特定期間 (平成26年2月12日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	566,391,592 円	403,092,198 円
期中追加設定元本額	— 円	— 円
期中一部解約元本額	163,299,394 円	47,772,828 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	403,092,198 口	355,319,370 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 72,191,536 円	元本の欠損 66,226,199 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日
1. 分配金の計算過程 平成25年2月13日から平成25年3月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,608,157円)、信託約款に規定する収益調 整金(459円)及び分配準備積立金(4,809,851 円)より、分配対象収益は6,418,467円(1万口 当たり118円)であり、うち1,576,708円(1万口 当たり29円)を分配金額としております。 平成25年3月12日から平成25年4月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,716,055円)、信託約款に規定する収益調 整金(428円)及び分配準備積立金(4,503,753 円)より、分配対象収益は6,220,236円(1万 口当たり122円)であり、うち1,719,670円(1 万口当たり34円)を分配金額としておりま す。 平成25年4月12日から平成25年5月13日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,610,539円)、信託約款に規定する収益調 整金(392円)及び分配準備積立金 (4,126,659円)より、分配対象収益は 5,737,590円(1万口当たり123円)であり、う ち1,623,328円(1万口当たり35円)を分配金額 としております。 平成25年5月14日から平成25年6月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,234,725円)、信託約款に規定する収益調 整金(370円)及び分配準備積立金 (3,883,116円)より、分配対象収益は 5,118,211円(1万口当たり116円)であり、う ち1,532,273円(1万口当たり35円)を分配金 額としております。	1. 分配金の計算過程 平成25年8月13日から平成25年9月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,146,435円)、信託約款に規定する収益調 整金(340円)及び分配準備積立金(3,340,921 円)より、分配対象収益は4,487,696円(1万口 当たり111円)であり、うち1,168,967円(1万口 当たり29円)を分配金額としております。 平成25年9月12日から平成25年10月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,192,401円)、信託約款に規定する収益調 整金(330円)及び分配準備積立金(3,217,686 円)より、分配対象収益は4,410,417円(1万 口当たり112円)であり、うち1,172,579円(1 万口当たり30円)を分配金額としておりま す。 平成25年10月12日から平成25年11月11日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,261,435円)、信託約款に規定する収益調 整金(325円)及び分配準備積立金(3,189,039 円)より、分配対象収益は4,450,799円(1万 口当たり115円)であり、うち1,270,527円(1 万口当たり33円)を分配金額としておりま す。 平成25年11月12日から平成25年12月11日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,183,542円)及び分配準備積立金 (3,082,395円)より、分配対象収益は 4,265,937円(1万口当たり114円)であり、う ち1,194,109円(1万口当たり32円)を分配金 額としております。

前特定期間 自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日
平成25年6月12日から平成25年7月11日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,434,509円）、信託約款に規定する収益調整金（340円）及び分配準備積立金（3,301,371円）より、分配対象収益は4,736,220円（1万口当たり117円）であり、うち1,410,822円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 平成25年7月12日から平成25年8月12日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,265,448円）、信託約款に規定する収益調整金（340円）及び分配準備積立金（3,325,058円）より、分配対象収益は4,590,846円（1万口当たり113円）であり、うち1,249,585円（1万口当たり31円）を分配金額としております。	平成25年12月12日から平成26年1月14日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,215,173円）及び分配準備積立金（2,924,972円）より、分配対象収益は4,140,145円（1万口当たり116円）であり、うち1,208,085円（1万口当たり34円）を分配金額としております。 平成26年1月15日から平成26年2月12日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,046,743円）及び分配準備積立金（2,932,060円）より、分配対象収益は3,978,803円（1万口当たり111円）であり、うち1,065,958円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の25以内の率を乗じて得た金額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左

前特定期間 自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成25年2月13日 至 平成25年8月12日	当特定期間 自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成25年8月12日現在)	当特定期間 (平成26年2月12日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△12,323,977	△5,811,903
合計	△12,323,977	△5,811,903

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成25年8月12日現在)	当特定期間 (平成26年2月12日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8209円 (8,209円)	0.8136円 (8,136円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）附属明細表

1. 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（平成26年2月12日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備 考
親投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・ ソブリン・オープン マザーファ ンド	217,674,248	290,290,377	—
合 計	—	217,674,248	290,290,377	—

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成25年8月12日現在)	(平成26年2月12日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部	1、2		
流動資産			
預金		17,793,561	10,696,865
金銭信託		227,270	488,324
コール・ローン		90,549,280	59,907,971
国債証券		2,165,762,468	1,939,245,855
派生商品評価勘定		—	23,520
未収利息		27,001,678	22,331,388
前払費用		257,466	3,245,890
流動資産合計		2,301,591,723	2,035,939,813
資産合計		2,301,591,723	2,035,939,813
負債の部			
流動負債			
未払解約金		3,935,520	22,058,656
流動負債合計		3,935,520	22,058,656
負債合計		3,935,520	22,058,656
純資産の部			
元本等			
元本		1,749,598,635	1,510,086,187
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		548,057,568	503,794,970
元本等合計		2,297,656,203	2,013,881,157
純資産合計		2,297,656,203	2,013,881,157
負債純資産合計		2,301,591,723	2,035,939,813

(注) 「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までであります。

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成26年2月12日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
シンガポール	国債証券	2.25% SINGAPORE GOVT	300,000.00	306,665.10	
		2.5% SINGAPORE GOVT	840,000.00	886,512.48	
		2.75% SINGAPORE GOVT	250,000.00	258,041.50	
		2.75% SINGAPORE GOVT	150,000.00	138,663.30	
		2.875% SINGAPORE GOVT	200,000.00	196,669.00	
		3% SINGAPORE GOVT	300,000.00	310,995.60	
		3.125% SINGAPORE GOVT	400,000.00	428,678.00	
		3.25% SINGAPORE GOVT	400,000.00	437,271.20	
		3.375% SINGAPORE GOVT	70,000.00	72,556.75	
		3.5% SINGAPORE GOVT 2027	350,000.00	374,745.70	
		4% SINGAPORE GOVT	300,000.00	339,571.20	
小計			3,560,000.00	3,750,369.83 (303,067,385)	
マレーシア リンク ギット		3.26% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	492,122.00	
		3.473% MALAYSIA INVEST	1,500,000.00	1,505,317.50	
		3.814% MALAYSIAN GOVT	1,200,000.00	1,210,807.20	
		3.889% MALAYSIAN GOVT	700,000.00	698,009.20	
		4.012% MALAYSIAN GOVT	800,000.00	812,342.40	
		4.16% MALAYSIAN GOVT	2,000,000.00	2,002,252.00	
		4.181% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	501,562.00	
		4.24% MALAYSIAN GOVT	210,000.00	214,134.06	
		4.262% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	512,035.00	
		4.284% MALAYSIA INVEST	1,000,000.00	1,010,139.00	
		4.378% MALAYSIAN GOVT	1,000,000.00	1,022,243.00	
		4.492% MALAYSIA INVESTMN	1,000,000.00	1,017,043.00	
		4.498% MALAYSIAN GOVT	1,000,000.00	987,571.00	
小計			11,910,000.00	11,985,577.36 (369,515,350)	
フィリピン		3.9% PHILIPPINES(REP)	23,000,000.00	21,620,000.00	
		5.375% PHILIPPINE GOVT	10,000,000.00	10,619,720.00	
		5.75% PHILIPPINE GOVT	15,000,000.00	16,442,850.00	
		6.25% PHILIPPINES(REP)	12,000,000.00	11,970,000.00	
		7% PHILIPPINE GOVT	9,605.00	10,450.38	
		7.25% PHILIPPINE GOVT	20,000,000.00	23,704,300.00	
		7.75% PHILIPPINE GOVT	10,000,000.00	12,182,710.00	
		8% PHILIPPINE GOVT	11,000,000.00	14,753,453.00	
		8.75% PHILIPPINE GOVT	20,000,000.00	28,792,180.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		9.125% PHILIPPINE GOVT	2,380.00	2,776.47	
		9.25% PHILIPPINE GOVT	7,000,000.00	10,227,756.00	
小計			128,011,985.00	150,326,195.85 (342,743,726)	
インドネシア ルピア		5.25% INDONESIA GOVT	500,000,000.00	452,084,000.00	
		5.625% INDONESIA GOVT	3,000,000,000.00	2,377,500,000.00	
		6.125% INDONESIA GOVT	700,000,000.00	518,223,300.00	
		6.375% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,029,000,000.00	
		6.625% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	739,752,000.00	
		7% INDONESIA GOVT	2,000,000,000.00	1,635,720,000.00	
		8.25% INDONESIA GOVT	2,800,000,000.00	2,507,489,600.00	
		8.375% INDONESIA GOVT	2,500,000,000.00	2,396,875,000.00	
		8.375% INDONESIA GOVT	4,000,000,000.00	3,713,468,000.00	
		9% INDONESIA GOVT	3,700,000,000.00	3,560,609,900.00	
		9.5% INDONESIA GOVT	2,500,000,000.00	2,570,442,500.00	
		9.75% INDONESIA GOVT	1,200,000,000.00	1,204,744,800.00	
		10% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,585,623,000.00	
		10% INDONESIA GOVT	3,000,000,000.00	3,116,781,000.00	
		10.25% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,588,356,000.00	
		10.5% INDONESIA GOVT	3,385,000,000.00	3,658,765,260.00	
		10.5% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,605,000,000.00	
		11% INDONESIA GOVT 2020	2,000,000,000.00	2,245,480,000.00	
		11% INDONESIA GOVT 2025	2,500,000,000.00	2,800,000,000.00	
		11.75% INDONESIA GOVT	500,000,000.00	584,241,500.00	
		12.8% INDONESIA GOVT	3,000,000,000.00	3,658,671,000.00	
小計			44,285,000,000.00	43,548,826,860.00 (370,165,028)	
韓国ウォン		2.75% KOREA TREASURY BON	300,000,000.00	297,659,100.00	
		3% KOREA TREASURY BO	100,000,000.00	96,312,800.00	
		3% KOREA TREASURY BOND	100,000,000.00	85,349,100.00	
		3.25% KOREA TREASURY BON	200,000,000.00	201,008,000.00	
		3.375% KOREA TREASURY BO	100,000,000.00	98,951,200.00	
		3.75% KOREA TREASURY BON	100,000,000.00	102,134,300.00	
		4% KOREA TREASURY	250,000,000.00	256,101,000.00	
		4% KOREA TREASURY BOND	100,000,000.00	103,407,900.00	
		4.25% KOREA TREASURY BON	300,000,000.00	316,410,900.00	
		4.5% KOREA TREASURY BON	250,000,000.00	254,858,750.00	
		5% KOREA TREASURY BOND	300,000,000.00	328,407,000.00	
		5.25%KOREA TREASURY 2015	200,000,000.00	207,696,200.00	
		5.5%KOREA TREASURY BOND	300,000,000.00	359,901,900.00	
		5.5%KOREA TREASURY BOND	200,000,000.00	242,536,400.00	
		5.75%KOREA TREASURY BOND	200,000,000.00	221,857,800.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計			3,000,000,000.00	3,172,592,350.00 (304,886,124)	
インドルピー		7.59% INDIA GOVT	10,000,000.00	9,757,600.00	
		8.07% INDIA GOVT	50,000,000.00	49,119,150.00	
		8.12% INDIA GOVT	11,000,000.00	10,550,298.00	
		8.15% INDIA GOVT	56,000,000.00	52,964,800.00	
		8.3% INDIA GOVT	30,000,000.00	27,528,780.00	
小計			157,000,000.00	149,920,628.00 (248,868,242)	
国債証券合計				1,939,245,855 (1,939,245,855)	
合計				1,939,245,855 (1,939,245,855)	

有価証券明細表注記

（注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
シンガポールドル	国債証券 11銘柄	100.0%	15.6%
マレーシアリングット	国債証券 13銘柄	100.0%	19.1%
フィリピンペソ	国債証券 11銘柄	100.0%	17.7%
インドネシアルピア	国債証券 21銘柄	100.0%	19.1%
韓国ウォン	国債証券 15銘柄	100.0%	15.7%
インドルピー	国債証券 5銘柄	100.0%	12.8%

「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」の状況
純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	696,700,833
未実現評価益（損）	53,727,128
投資有価証券時価評価額	750,427,961
銀行預金	13,098,712
売却有価証券未収入金	78,539
投資証券発行未収入金	195,044
資産合計	763,800,256
負債	
買戻し投資証券未払金	5,463,577
未払運用報酬	169,324
未払税金及び未払費用	289,609
その他負債	3,362
負債合計	5,925,872
純資産合計	757,874,384
発行済クラスA投資証券口数	679,471
発行済クラスA S投資証券口数	124,030
発行済クラスB投資証券口数	100
発行済クラスC投資証券口数	4,992,463
発行済クラスD投資証券口数	14,195,776
発行済クラスE投資証券口数	350,255
発行済クラスJ投資証券口数	186,671
クラスA投資証券1口当り純資産価格	17.040米ドル
クラスA S投資証券1口当り純資産価格	12.441シンガポールドル
クラスB投資証券1口当り純資産価格	10.727米ドル
クラスC投資証券1口当り純資産価格	36.237米ドル
クラスD投資証券1口当り純資産価格	39.305米ドル
クラスE D Y投資証券1口当り純資産価格	10.642米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	12.983米ドル

純資産変動計算書

平成24年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産総額	604,877,456
収入	
配当金	18,721,584
品貸料	158,919
収入合計	18,880,503
費用	
運用報酬	3,395,397
管理費用	80,567
保管・預託銀行費用	345,080
取引手数料	152,466
管理・名義書換代行事務費用	152,348
監査費用、公告・印刷費用	18,423
税金	77,911
借越利息	4,806
その他費用	93,025
費用合計	4,320,023
投資からの純収入（支出）	14,560,480
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	28,618,702
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(53,872)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	86,602
実現純利益（損失）	43,211,912
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	101,767,858
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(20,116)
運用による純資産の純増加額（減少額）	144,959,654
資本金の変動	
投資証券の発行	486,287,218
投資証券の買戻し	(478,249,944)
当期の純資産総額の変動額	8,037,274
期末純資産総額	757,874,384

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券 株式					
バミューダ諸島					
COSCO Pacific Ltd	9,263,909	香港ドル	11,700,090	13,196,195	1.74
Huabao International Holdings Ltd	17,379,000	香港ドル	14,968,188	8,610,758	1.14
Li & Fung Ltd	3,364,000	香港ドル	6,429,829	5,937,826	0.78
Noble Group Ltd	7,673,000	シンガポールドル	7,228,452	7,256,059	0.96
			40,326,559	35,000,838	4.62
ケイマン諸島					
AAC Technologies Holdings Inc	2,119,000	香港ドル	3,504,482	7,409,444	0.98
Belle International Holdings Ltd	5,117,000	香港ドル	8,769,266	11,105,210	1.46
China Resources Cement Holdings Ltd	5,924,000	香港ドル	4,045,407	3,882,971	0.51
Focus Media Holding Ltd ADR	414,500	米ドル	10,446,335	10,689,955	1.41
Hengan International Group Co Ltd	376,000	香港ドル	2,757,237	3,393,602	0.45
Longfor Properties Co Ltd	4,703,500	香港ドル	6,529,622	9,212,517	1.22
Parkson Retail Group Ltd	13,780,500	香港ドル	13,455,349	11,112,975	1.46
Shanda Games Ltd ADR	1,973,645	米ドル	18,237,577	5,960,408	0.79
Xingda International Holdings Ltd	17,941,000	香港ドル	13,447,592	9,259,595	1.22
			81,192,867	72,026,677	9.50
中国					
Bank of China Ltd ‘H’	19,060,800	香港ドル	9,158,526	8,509,472	1.12
China Construction Bank Corp ‘H’	22,970,620	香港ドル	17,880,571	18,435,226	2.43
China Merchants Bank Co Ltd ‘H’	4,417,000	香港ドル	8,639,627	9,745,607	1.29
China Pacific Insurance Group Co Ltd ‘H’	5,337,000	香港ドル	19,423,773	19,729,096	2.61
China Shenhua Energy Co Ltd ‘H’	3,413,000	香港ドル	13,525,466	14,950,697	1.97
China Shipping Development Co Ltd ‘H’	19,868,000	香港ドル	11,232,575	11,382,102	1.50
PetroChina Co Ltd ‘H’	7,552,000	香港ドル	10,014,237	10,699,160	1.41
Wumart Stores Inc ‘H’	3,300,000	香港ドル	6,968,303	7,102,240	0.94
			96,843,078	100,553,600	13.27
イギリス					
Standard Chartered Plc	591,300	香港ドル	13,266,390	14,953,722	1.97
香港					
Cheung Kong Holdings Ltd	1,380,000	香港ドル	17,309,006	21,189,047	2.79
China Mobile Ltd	1,077,200	香港ドル	11,168,461	12,543,794	1.66
China Resources Power Holdings Co Ltd	3,742,000	香港ドル	6,136,638	9,550,265	1.26
China Unicom Hong Kong Ltd	3,468,000	香港ドル	6,149,663	5,557,584	0.73
Hutchison Whampoa Ltd	1,101,000	香港ドル	7,040,700	11,492,677	1.52
Sino Land Co Ltd	7,320,000	香港ドル	11,453,666	13,166,163	1.74

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Wharf Holdings Ltd	233,750	香港ドル	1,100,896	1,827,720	0.24
			60,359,030	75,327,250	9.94
インド					
Ashok Leyland Ltd	7,227,384	インドルピー	3,642,248	3,554,991	0.47
Bharat Heavy Electricals Ltd	1,528,711	インドルピー	7,742,412	6,368,464	0.84
Federal Bank Ltd	561,314	インドルピー	4,064,005	5,513,763	0.73
ICICI Bank Ltd	482,506	インドルピー	9,611,852	10,023,952	1.32
Infosys Ltd	121,541	インドルピー	6,840,978	5,143,585	0.68
LIC Housing Finance Ltd	1,383,394	インドルピー	5,845,617	7,356,301	0.97
Ranbaxy Laboratories Ltd	1,061,803	インドルピー	10,688,130	9,747,887	1.29
Reliance Industries Ltd	600,053	インドルピー	9,453,237	9,194,640	1.21
Tata Motors Ltd 'A'	1,255,412	インドルピー	2,755,958	3,980,014	0.52
Voltas Ltd	1,493,479	インドルピー	5,003,972	2,886,647	0.38
			65,648,409	63,770,244	8.41
インドネシア					
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	38,869,500	インドネシアルピア	15,490,843	14,922,660	1.98
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	10,835,500	インドネシアルピア	7,614,418	7,813,927	1.03
Bumi Serpong Damai PT	43,058,300	インドネシアルピア	4,436,907	4,959,243	0.65
Salim Ivomas Pratama Tbk PT	45,889,000	インドネシアルピア	6,380,593	5,475,730	0.72
XL Axiata Tbk PT	7,431,000	インドネシアルピア	4,658,108	4,394,988	0.58
			38,580,869	37,566,548	4.96
マレーシア					
AMMB Holdings Bhd	4,182,600	マレーシアリンギット	7,109,162	9,300,735	1.23
Genting Malaysia BHD	10,159,100	マレーシアリンギット	11,922,509	11,793,578	1.55
			19,031,671	21,094,313	2.78
モーリシャス					
Golden Agri-Resources Ltd	16,838,000	シンガポールドル	8,951,297	8,961,021	1.18
フィリピン					
Philippine Long Distance Telephone Co	154,920	フィリピンペソ	10,062,049	9,545,148	1.26
シンガポール					
CapitaLand Ltd	1,052,000	シンガポールドル	2,560,308	3,186,920	0.42
DBS Group Holdings Ltd	1,730,626	シンガポールドル	16,663,423	21,027,651	2.77
Perennial China Retail Trust	14,724,000	シンガポールドル	8,106,269	6,811,267	0.90
SembCorp Industries Ltd	1,068,000	シンガポールドル	2,678,891	4,590,756	0.61
			30,008,891	35,616,594	4.70
韓国					
Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering Co Ltd	262,080	韓国ウォン	5,619,378	6,646,402	0.88
E-Mart Co Ltd	18,796	韓国ウォン	4,037,638	4,178,547	0.55
GS Holdings	58,407	韓国ウォン	3,171,462	3,928,080	0.52
Hana Financial Group Inc	405,470	韓国ウォン	12,785,439	13,142,292	1.73
Hankook Tire Co Ltd	213,218	韓国ウォン	7,141,173	9,360,620	1.24

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Hankook Tire Worldwide Co Ltd	32,762	韓国ウォン	464,183	605,924	0.08
Hyundai Engineering & Construction Co Ltd	120,326	韓国ウォン	6,501,388	7,867,566	1.04
Hyundai Motor Co - Pref	97,633	韓国ウォン	5,807,845	6,894,477	0.91
Hyundai Motor Co	61,072	韓国ウォン	11,993,690	12,464,547	1.64
KB Financial Group Inc	292,360	韓国ウォン	10,386,688	10,349,993	1.37
Korea Electric Power Corp	364,440	韓国ウォン	8,801,381	10,365,643	1.37
LG Chem Ltd	44,399	韓国ウォン	12,632,873	13,685,795	1.81
POSCO	18,453	韓国ウォン	6,279,377	6,015,549	0.79
Samsung Electronics Co Ltd	38,105	韓国ウォン	25,418,420	54,172,578	7.15
			121,040,935	159,678,013	21.08
台湾					
Advanced Semiconductor Engineering Inc	14,418,325	台湾ドル	12,532,466	12,512,206	1.65
Chinatrust Financial Holding Co Ltd	14,125,163	台湾ドル	7,400,747	8,342,114	1.10
Formosa Chemicals & Fibre Corp	4,129,000	台湾ドル	11,413,679	10,664,111	1.41
HON HAI Precision Industry Co Ltd	7,094,374	台湾ドル	20,263,068	21,718,728	2.87
Taiwan Fertilizer Co Ltd	3,831,000	台湾ドル	12,972,613	9,999,998	1.32
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	7,583,808	台湾ドル	16,325,612	25,332,474	3.34
Wistron Corp	6,722,648	台湾ドル	8,939,807	6,968,277	0.92
			89,847,992	95,537,908	12.61
タイ					
Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	1,787,200	タイバーツ	7,000,257	12,210,681	1.61
Bangkok Bank PCL NVDR (Foreign Market)	498,500	タイバーツ	2,724,893	3,185,902	0.42
Banpu PCL NVDR (Foreign Market)	400,900	タイバーツ	6,363,151	5,399,502	0.71
			16,088,301	20,796,085	2.74
譲渡可能な上場有価証券の合計			691,248,338	750,427,961	99.02
非上場有価証券 株式					
香港					
RREEF China Commercial Trust (Reit)	8,195,000	香港ドル	5,452,495	—	—
非上場有価証券の合計			5,452,495	—	—
投資総額			696,700,833	750,427,961	99.02

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年3月31日現在)

I 資産総額	416,521,164 円
II 負債総額	252,529 円
III 純資産総額 (I－II)	416,268,635 円
IV 発行済口数	499,999,441 口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	0.8325 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

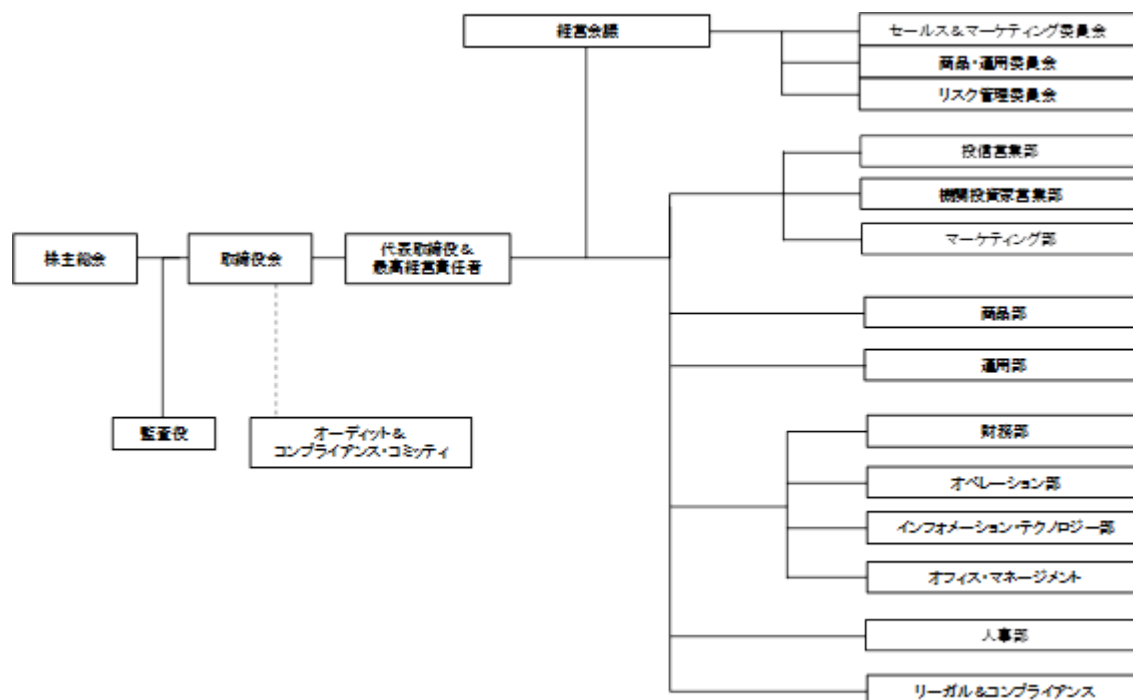
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成26年3月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成26年3月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役的全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資

判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成26年3月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託（公募投資信託）	17	228,379 百万円
追加型株式投資信託（私募投資信託）	4	502,998 百万円
合計	21	731,378 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,976,126	1,729,168
前払費用	18,825	14,755
未収委託者報酬	1,211,935	1,147,799
未収入金	28,253	20,623
未収消費税等	8,578	7,603
繰延税金資産	85,943	100,224
流動資産合計	3,329,664	3,020,175
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	96,710	90,093
器具備品	51,681	44,594
リース資産	17,323	14,885
有形固定資産合計	165,715	149,573
無形固定資産	※2	※2
ソフトウェア	6,263	10,678
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	6,551	10,966
投資その他の資産		
長期差入保証金	95,642	89,394
繰延税金資産	34,339	39,364
その他	16,889	16,007
投資その他の資産合計	146,871	144,766
固定資産合計	319,138	305,307
資産合計	3,648,802	3,325,482
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	838,786	589,560
関係会社未払金	1,722	197,815
その他未払金	18,853	37,686
未払費用	112,953	75,375
未払法人税等	146,290	134,875
預り金	64,148	52,825
賞与引当金	154,807	187,766
リース債務	5,575	5,644
流動負債合計	1,343,138	1,281,550
固定負債		
退職給付引当金	90,244	103,937
リース債務	12,614	9,985
固定負債合計	102,858	113,922
負債合計	1,445,997	1,395,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,429	663,634
利益剰余金合計	936,429	663,634
株主資本合計	2,202,804	1,930,009
純資産合計	2,202,804	1,930,009
負債・純資産合計	3,648,802	3,325,482

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,030,477	5,353,243
その他営業収益	-	146
営業収益合計	6,030,477	5,353,389
営業費用		
支払手数料	2,535,532	2,089,707
広告宣伝費	167,903	192,734
調査費	152,904	159,018
委託調査費	1,052,463	1,072,846
委託計算費	34,702	37,417
通信費	15,408	12,853
諸会費	7,531	6,373
営業費用合計	3,966,446	3,570,951
一般管理費		
役員報酬	228,106	297,229
給料・手当	476,371	431,731
賞与	49,360	24,453
交際費	9,136	9,202
旅費交通費	40,750	30,982
租税公課	7,129	13,397
不動産賃借料	113,406	111,778
退職給付費用	47,175	84,663
固定資産減価償却費	24,241	25,646
採用費	12,426	2,682
専門家報酬	32,829	11,591
業務委託費	20,309	19,213
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	44,603	40,193
一般管理費合計	1,111,213	1,108,132
営業利益	952,817	674,305
営業外収益		
受取利息	86	103
受取配当金	570	474
為替差益	4,932	-
不動産賃貸収益	-	4,848
雑収入	79	-
営業外収益合計	5,668	5,426
営業外費用		
為替差損	-	37,775
雑損失	-	881
営業外費用合計	-	38,657
経常利益	958,486	641,075
特別損失		
固定資産除却損	684	848
固定資産売却損	-	132
事務所移転費	3,824	-
特別損失合計	4,508	981
税引前当期純利益	953,977	640,093
法人税、住民税及び事業税	426,451	332,195
法人税等調整額	29,342	△ 19,305
法人税等合計	455,793	312,889
当期純利益	498,183	327,204

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,038,246	936,429
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	△ 101,816	△ 272,795
当期末残高	936,429	663,634
株主資本合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	△ 101,816	△ 272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009
純資産合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益	498,183	327,204
株主資本以外の項目の 期中の変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	△ 101,816	△ 272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～ 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	13,575 千円	20,434 千円
器具備品	25,695 千円	32,238 千円
リース資産	8,416 千円	7,176 千円
計	47,688 千円	59,849 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
ソフトウェア	2,524 千円	4,590 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 600百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 26,019円
- ④ 基準日 平成24年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成24年7月 1日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成24年3月31日	平成24年7月1日

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	80,972 千円	- 千円
1年超	- 千円	- 千円
合計	80,972 千円	- 千円

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,976,126	1,976,126	-
② 未収委託者報酬	1,211,935	1,211,935	-
③ 長期差入保証金	95,642	95,642	-
④ 未払金	(859,362)	(859,362)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,729,168	1,729,168	-
② 未収委託者報酬	1,147,799	1,147,799	-
③ 長期差入保証金	89,394	89,394	-
④ 未払金	(825,062)	(825,062)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 現金及び預金	1,976,126	-	-	-
② 未収委託者報酬	1,211,935	-	-	-
③ 長期差入保証金	14,726	80,916	-	-
合計	3,202,789	80,916	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 現金及び預金	1,729,168	-	-	-
② 未収委託者報酬	1,147,799	-	-	-
③ 長期差入保証金	13,843	75,550	-	-
合計	2,890,811	75,550	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	90,244 千円	103,937 千円
退職給付引当金	90,244 千円	103,937 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付費用	47,175 千円	84,663 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,842 千円	71,370 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	32,163 千円	37,042 千円
未払費用否認額	5,856 千円	11,541 千円
未払事業税	11,083 千円	11,955 千円
その他	12,338 千円	7,678 千円
繰延税金資産の総額	120,282 千円	139,587 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69 %	38.01 %
住民税均等割	0.10 %	0.15 %
交際費等永久差異	0.39 %	1.08 %
役員給与永久差異	5.13 %	9.60 %
その他	0.33 %	0.04 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.14 %	- %
税効果会計適用後の法人税の負担率	47.78 %	48.88 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払 (注1)	323,627	未払金	71,157
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払 (注1)	14,260	未払金	2,414
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール） リミテッド(注2)	シンガポール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払 (注1)	713,699	未払金	126,553
							情報関連費の 支払	27,921	未払金	817
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	41,766	未払金	905

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) 2012年2月14日付でブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドから社名変更しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	234,835	未払金	17,141
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	12,078	未払金	389
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール） リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注)	825,205	未払金	169,259
							情報関連費の 支払	25,956	未払金	3,548
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポ ール ドル	その他 サービス 業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	15,411	未払金	6,010
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,923	未払金	1,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	6,030,477

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	5,353,389

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	95,524円84銭	83,695円11銭
1株当たり当期純利益	21,603円70銭	14,189円26銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,329,905
前払費用		18,720
未収委託者報酬		1,046,233
未収入金		25,114
繰延税金資産		138,934
流動資産合計		2,558,908
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		86,656
器具備品		42,158
リース資産		18,381
有形固定資産合計		147,197
無形固定資産	※2	
ソフトウェア		12,458
電話加入権		288
無形固定資産合計		12,746
投資その他の資産		
長期差入保証金		84,176
繰延税金資産		33,411
その他		15,507
投資その他の資産合計		133,094
固定資産合計		293,038
資産合計		2,851,946
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		517,970
関係会社未払金		144,023
その他未払金		12,978
未払費用		65,492
未払法人税等		185,865
預り金		13,127
賞与引当金		276,945
未払消費税等	※3	31,582
リース債務		4,399
流動負債合計		1,252,385
固定負債		
退職給付引当金		86,617
リース債務		14,901
固定負債合計		101,519
負債合計		1,353,904
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		231,667
利益剰余金合計		231,667
株主資本合計		1,498,042
純資産合計		1,498,042
負債・純資産合計		2,851,946

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,774,375
その他営業収益	16,244
営業収益合計	2,790,620
営業費用	1,782,044
一般管理費	※1 598,895
営業利益	409,680
営業外収益	
受取利息	66
受取配当金	517
不動産賃貸収益	3,322
雑収入	9
営業外収益合計	3,915
営業外費用	
為替差損	33,881
営業外費用合計	33,881
経常利益	379,713
特別損失	
固定資産除却損	193
特別損失合計	193
税引前中間純利益	379,520
法人税、住民税及び事業税	180,610
法人税等調整額	△ 32,756
法人税等合計	147,853
中間純利益	231,666

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金	当期首残高	649,500
	当中間期末残高	649,500
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	616,875
	当中間期末残高	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	663,634
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ 663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	△ 431,967
	当中間期末残高	231,667
株主資本合計		
	当期首残高	1,930,009
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ 663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	△ 431,967
	当中間期末残高	1,498,042
純資産合計		
	当期首残高	1,930,009
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ 663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	△ 431,967
	当中間期末残高	1,498,042

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当中間会計期間の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
建物	23,872 千円
器具備品	36,754 千円
リース資産	3,350 千円
計	63,977 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
ソフトウェア	6,186 千円

※3 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	11,854 千円
無形固定資産	1,596 千円
計	13,450 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	663	利益剰余金	28,778	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照 表計上額 (*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,329,905	1,329,905	-
② 未収委託者報酬	1,046,233	1,046,233	-
③ 長期差入保証金	84,176	84,176	-
④ 未払金	(674,972)	(674,972)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,774,375	16,244	2,790,620

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	64,962円79銭
1株当たり中間純利益金額	10,046円25銭

(注) 1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益	231,666 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純利益	231,666 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成25年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成25年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
池田泉州 T T 証券株式会社	1,250百万円	
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に、委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
2. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。
3. 届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」等の情報について、表等の表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
4. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 目論見書は別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
6. 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。
7. 投資信託説明書（請求目論見書）に当ファンドの約款の全文を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月9日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・アジア・インカム・プラスの平成25年8月16日から平成26年2月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・アジア・インカム・プラスの平成26年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗 ⑨
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。